

議会運営委員会会議録（要旨）

| | |
|----------------|---|
| 日 時 | 令和5年11月28日（火） 午前10時00分～午前11時20分 |
| 場 所 | 長久手市役所本庁舎 2階 委員会室 |
| 出席委員 | 委員長 山田けんたろう 副委員長 田崎あきひさ 委 員 大島令子 川合ともゆき ささせ順子 富田えいじ 野村 弘 山田かずひこ |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 市 長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 総務部次長 福岡隆也 行政課長 若杉雅弥 議 長 岡崎つよし 委員外議員 なかじま和代（副議長） わたなべさつ子 事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香 |

1 あいさつ
議長
市長

2 議題

(1) 令和5年第4回長久手市議会定例会議事日程について

ア 市長提出議案について

＜説明：総務部長、総務部次長、行政課長＞

- ・追加議案第61号、第62号（議案の概要のとおり）

（わたなべ委員外議員）

議案第61号について、パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部も改正されるということによいか。

（行政課長） 第7条、第8条に規定のとおりである。

（委員長） 説明のとおりの内容によいか。

＜異議なし＞

＜市長、総務部長、総務部次長、行政課長退席＞

イ 一般質問について

＜説明：事務局＞

- ・発言通告 個人質問 14人

- ・12月11日（月）5人、12日（火）5人、13日（水）4人

（委員長） 説明のとおりの内容によいか。また、一般質問の順序について案のとおりによいか。

<異議なし>

ウ 陳情について

<説明：事務局>

- ・陳情第5号～第7号 陳情文書表及び陳情書のとおり
- ・審査する委員会 第5号：総務くらし建設委員会
第6号：議会運営委員会
第7号：総務くらし建設委員会

(大島委員) 陳情者の趣旨説明があるのは、どの陳情か。

(事務局) 第6号と第7号である。

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

エ 議事日程について

<説明：事務局> (議事日程第1号～第6号 変更点を説明)

- ・第1号 追加議案第61号、第62号 (議案上程、提案者の説明)
- ・第2号 追加議案第61号、第62号 (議案質疑、委員会付託)
- ・第3号～第5号 一般質問の質問順決定
- ・第6号 追加議案第61号、第62号 (委員長報告、質疑、討論採決)

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

オ その他

委員会付託

<説明：事務局> (付託表のとおり)

- ・12月1日、追加議案第61号は総務くらし建設委員会に、第62号は教育福祉委員会に付託

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(2) 令和6年第1回定例会の日程について (会期日程案のとおり)

<説明：事務局>

- ・第1回定例会2月21日から3月21日までの30日間

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

(大島委員) 市長の施政方針は2月6日の議会運営委員会で配付されるか。

(事務局) これから執行部と調整することになるが、なるべく早く配付されるように伝える。

(大島委員) 見込みでは困る。私たちは日程に基づいて活動している。

(議長) 昨年は総務部長から、極力1回目の議会運営委員会の時に配付できるようにしたいという発言があった。今回も同様の対応ができるか、確認しておくこと

とする。

(3) 期末手当の支給割合の改定に伴う条例の改正について

(事務局) 議員の期末手当について、支給割合を年間で100分の10引き上げる改正案である。第1条は、現行の割合100分の165を100分の175に変更する内容である。第2条は、令和6年4月1日から100分の175を100分の170に変更する内容である。

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

(委員長) 12月19日の議会運営委員会で、議員提出議案として提出する。

3 その他

・議会基本条例の研修及び検証について

(委員長) まずは研修について、各会派から意見を伺う。

(香流) 研修のメンバーは1・2期目の議員で、3期目以降の議員は任意参加とする。有志の講師役としては、自分(山田(か)委員)が務める。実施時期は、12月定例会の会期中にできたらよいと思う。

(翼) 研修のメンバーは1・2期目の議員とする。有志の講師役としては自分(大島令子委員)が務め、他の講師役の議員と全22条を分担するとよいと思う。実施時期は、12月定例会の会期中、時間のあるときにできればよい。

(公明党) 研修のメンバーは1期目の議員で、2期目以降の議員は任意参加とする。有志の講師役としては、自分(ささせ委員)が務める。実施時期は、12月定例会の会期中がよい。

(みらい) 研修のメンバーは1期目の議員とする。実施時期はできる限り早い方がよい。

(ながくて) 研修のメンバーは全議員を対象とする。講師役は、いなべ市議会や同じくらい取組の進んでいる市議会から学ぶか、いなべ市議会の資料を元にして正副議長が務めるのがよい。実施時期は、今から準備をするので年明けか今年度中にできればと思うが、可能なら12月定例会の会期中でもよい。

(無会派の会)

研修のメンバーは1・2期目の議員を中心に任意参加とする。前回の委員会で述べたとおり、この段階での講師役は必要ないと考えている。研修のメンバー同士で勉強し合えばよい。この研修はできるだけ早く実施し、終わり次第、いなべ市議会に話を聞く研修に進むことになると思うが、相手方の都合もあるので、調整が必要である。

(わたなべ委員外議員)

研修のメンバーは1・2期目の議員とする。講師役は、正副議長がよい。実施時期はできる限り早い方がよい。

(委員長) 研修のメンバーについては、1・2期目の議員とし、3期目以降の議員は任意参加とするという意見が多かったので、そのように決定する。

講師役については、必ずしも会派から1人ずつということではない中、有志

として山田かずひこ議員、大島令子議員、ささせ順子議員が名乗り出てくださっているが、正副議長がよいという意見もあった。

(議長) 自分も副議長も研修の場には参加するので、講師役をとということであれば務めてもよいと思っている。

(副委員長) 前回の委員会でも述べたが、検証を行う段階で分からないことが出てきた時に、講師役のような存在が必要になるのだと思う。まずは検証から始めて、どのような研修をしてほしいという希望が出てきて初めて、具体的に動けるようになる。期数の長い議員が講師役になって、新しい議員の斬新な意見に蓋をするようなことがあってはならない。

(山田(か)委員)

会派から推される形で講師役に名乗り出ることになったが、決して自分も全てを理解しているわけではないし、教えることで勉強になることもあると思っている。

(ささせ委員)

本当は、自分よりも期数の長い議員の方々が中心となって、講師役を務めていただければ心強いと思っている。

先ほど各会派から、講師役は正副議長の2人とする意見と、正副議長と有志の議員で担うという意見と、いなべ市議会のような先進市議会から学ぶという意見があった。どのようにするか。

(なかじま委員外議員(副議長))

いなべ市議会から学ぶ機会については調整を進めるが、先方の都合もあるので実施時期は未定である。

前回の委員会で話したとおり、研修の講師役を3期目以上の議員が務める提案をしたのは、3期目以上の議員は平成30年度の条例の検証に携わっており、どのような問題点を共有して、どのように現状の条例や規則、申合せなどに反映したかの経緯が分かっているので、それを1・2期目の議員に伝えることで条例の現状に対する認識のすり合わせをする目的である。

正副議長も研修の場には参加するので講師役を務めることはできるが、2人だけの認識で行うよりも、有志の議員も一緒に務めていただいた方が心強い。

(大島委員) 「講師役」というよりも「説明員」という言葉の方が意味合いとしては合うかもしれない。自分が議員になった時は、議会基本条例とはどういうものか、仲間の議員から教わった。堅苦しく考えず、「研修」というより「勉強会」のような受け止め方で実施すればよいと思う。

(山田(か)委員)

講師役は、条文ごとに1人ずつで務めるよりは、2人ペアやチームで行った方がよい。

(わたなべ委員外議員)

議会事務局はどのように関わるか。

(なかじま委員外議員(副議長))

条例の研修や検証については、市議会でも実施していることとして、ある程度

市民に情報公開をする必要があると考えているので、村瀬議事係長に同席してもらおう。来庁する都合がつかない議員がいるようであればZ o o mを利用することもできるし、後日見られるように録画をすることも考えている。

(委員長) 研修は速やかに行うことになっているので、12月定例会の会期中に可能な限り行うこととする。

講師役は、副議長をはじめ山田かずひこ議員、ささせ議員、大島議員が務めるということによいか。

(副委員長) 私たちの会派では、検証は若手議員主体のメンバーで行いたいという当初の議長からの意向があったこともあり、前提としてまずは検証を始めて、途中で先輩議員の解釈を聞きたいなどのニーズが出てきた時に、講師役が出て行くという考えでいた。

名乗り出てくださった3議員は、その趣旨の講師役ということによいか。

(委員長) 今話し合っているのは、検証を行う前の研修(勉強会)についてである。

(副委員長) 研修の構成メンバーは、1・2期目の議員とし、3期目以降の議員は任意参加とすると先ほど決定した。任意参加する3期目以降の議員の中から、講師役として3人が任されて、研修プログラムを行うということか。研修のイメージがわからない。

(山田(か)委員)

本市議会と議員の活動の基本を定めた22条の各条文について、意味合いや、それに基づいて決まっていること、現状などを、特に1期目の議員は知らないことも多いと思うので、共有する機会が必要である。講師役として3人が名乗り出て、正副議長にも入っていただくが、私たちも条文の理解や経過の記憶が完全であるとは考えていない。お互いに助け合って、勉強し合う場になればよいと思う。

(議長) 私も、堅苦しくない「勉強会」のような形がよいと思う。

先ほど副委員長から、「検証は若手議員主体のメンバーで行いたいという当初の議長からの意向があった」という発言があった。私が以前の委員会で述べたのは、「1期目の議員にも、ぜひ検証メンバーに入ってほしい」ということであって、メンバーを1期目の議員に限ると断定はしていない。誤解のないようにお願いしたい。

(大島委員) 全ての条文と逐条解説を読みながら、現状や意見を確認し合う勉強会として、名乗り出た3人や副議長が進行役になって行うということかどうか。

(委員長) 大島委員の意見のとおりとする。

正副議長と山田かずひこ議員、ささせ議員、大島議員で日程調整をしていたが、12月定例会の会期中に実施することとする。

次に、条例の検証について話を進める。検証の方法とメンバーについて、各会派から意見を伺う。

(香流) 方法については、議会運営委員会でもう少し議論する方がよいと思う。メンバーは富田えいじ議員が務める。

(翼) 特別委員会を設置して、今年度中に課題の洗い出しをする。例えば政務活動

費や報酬など、新市長の方針も踏まえ、検証すべき条文の選定・提案くらいは今年度中にできるとよい。来年度から、選定された条文についてしっかり議論していく。メンバーは水野勝康議員が務める。

(公明党) 検証シートを用いて今年度内に行うのがよい。前回の委員会で、他市議会の検証シートを例として挙げたが、その項目については本市議会にあった内容になるよう、検討が必要である。メンバーは木村さゆり議員が務める。

(みらい) 会派内でまだ話し合っていない。

(ながくて) メンバーは自分(川合委員)が務めるが、1期目のため検証すべきことの判断ができないし、条文でも検証の時期は「一般選挙を経た任期中に」としているので、3年目か4年目に行うのが妥当だと思う。検証の方法は、まずは研修を受けてから考えたい。

(無会派の会) メンバーはおくだけんじ議員が務める。研修を受けた1・2期目の議員と、3期目以降の有志の議員で検証委員会を構成するとよい。実施時期は、今後いなべ市議会に話を聞く機会が設けられると思うので、それが終わった後がよい。

(わたなべ委員外議員)

メンバーの中に正副議長と事務局も入ってほしい。実施時期は1年以内くらいがよい。

(委員長) 検証の実施時期について、年度末までにという意見の会派が多かったが、私としては、「任期開始後、できるだけ速やかに」としていた条文を「任期中に」と改正した経緯もあり、3年目か4年目くらいでよいと考えている。

本日は、12月定例会の会期中に研修(勉強会)を実施することは決定とし、検証の時期やどのような会議で検証を行うのかについては、あらためて次回の議会運営委員会の議題としたい。

(なかじま委員外議員(副議長))

今年度中に検証を実施することになれば、12月19日の議会運営委員会の次は2月6日になってしまうので、次回の委員会では具体的に決めていただきたい。

(委員長) 検証に関わるメンバー、方法、組織の在り方も含めて、次回の委員会で諮ることとする。

次回は令和5年12月19日(火)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。